

# ごかの お知らせ

(No.500)

おしらせ

## 環境美化運動を実施します

(生活安全課)

環境美化運動を次のとおり実施しますので、みなさんのご協力をお願いします。

○日時 5月28日(日)

午前8時から

※小雨決行

※延期の場合、行政防災無線により午前7時5分に放送し、6月4日(日)に順延となります。

○お問い合わせ

生活安全課 生活環境G  
☎(84) 3618 (直通)

## 平成29年度個人町県民税額通知書を発送します

(町民税務課)

平成29年度の個人町県民税(住民税)は、平成28年中の所得をもとに課税されます。

特別徴収(給与天引き)の方は、5月中旬に勤務先へ税額決定通知書を発送します。また、普通徴収(各自で納付)、年金特徴(年金天引き)の方は6月中旬に税額決定・納税通知書を送付します。

◎平成29年度の町県民税証明書の交付について

個人町県民税の所得証明書や課税証明書、非課税証明書などの交付開始日は次のとおりです。

No.	対象	開始日
①	個人町県民税が全額給与から差し引かれる方	5/12 (金)
②	①に扶養されている方 ※収入がある方などは、6/12(月)になる場合があります。	6/12 (月)
③	①、②以外の方(各自で納付される方、年金から差し引かれる方など)	6/12 (月)

○お問い合わせ

町民税務課 税務G  
☎(84) 1966 (直通)

## 軽自動車税の納付と減免の申請について

(町民税務課)

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に課税されます。

納税通知書が届きましたら、納期限5月31日(水)までに納付してください。納付後は、納税証明書と車検証を必ず一緒に保管してください。

心身に障害のある方が所有する軽自動車又は心身に障害のある方と生計を共にしている方が所有する軽自動車で、一定の条件に該当する場合は、納期限内である5月31日(水)までに申請することで、軽自動車税が減免されます。

なお、自動車税の減免申請との併用はできませんので、ご注意ください。

○減免申請時に持参するもの

障害者手帳、運転免許証  
納税通知書、納税義務者の個人番号カード又は通知カード、納税義務者の身元確認書類、印鑑

※減免申請書は町民税務課④窓口にあります。

○お問い合わせ

町民税務課 税務G  
☎(84) 1966 (直通)

## 小型特殊自動車登録のお願い

(町民税務課)

乗用装置のあるトラクター・コンバイン・田植機などや、小型特殊自動車に該当するフォークリフトなどには、軽自動車税が課税されます。

これらの車両を所有している方は、軽自動車税の申告をしてナンバープレートの交付を受けてください。

軽自動車税は、所有していることに基づいて課税されますので、公道走行の有無とは関係ありません。

○登録に必要なもの

・所有者の印鑑  
・販売証明書(車台番号、メーカー名、排気量の記載があるもの)

※譲り受けた車両など販売証明書がない場合は、お問い合わせください。

○お問い合わせ

町民税務課 税務G  
☎(84) 1966 (直通)

